平成２２年（フ）第２６１号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番3601号
債務者　柳場　信二
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２６６号
福岡県久留米市国分町６番地46
債務者　緒方　良春
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２６７号
福岡県久留米市国分町６番地46
債務者　緒方まゆみ
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６７号
福岡県大川市大字酒見515番地１
債務者　松田早百合
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
北海道苫小牧市宮前町３丁目１番39号
債務者　加藤日出雄
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１７１号
北海道苫小牧市宮前町３丁目１番39号
債務者　加藤　恵美（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１１９号
宮城県柴田郡村田町大字村田字反町84番地３
債務者　佐々木千佳（旧姓西嶋・野又）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第７８号
宮城県石巻市蛇田字新丸井戸39番地10
債務者　馬場　俊彦
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
宮城県石巻市蛇田字新丸井戸39番地10
債務者　馬場　美代
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
宮城県石巻市駅前北通り２丁目４番22号、前住所神奈川県川崎市多摩区登戸299番地　パストラルコートⅠ　102
債務者　石上　幸恵
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
福井市西方２丁目22番13号　レオパレス西方201
債務者　瀧　　利春
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
福井県越前市北千福町12番地　サンパレスⅢ202
債務者　塚本まさ子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
福井県越前市南１丁目１番18号
債務者　寺田　豊明
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
福井市日光２丁目20番５号
債務者　陶山　義雄
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
長野県安曇野市明科中川手3656番地１
債務者　横川　京子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４０号
長野県下伊那郡高森町上市田244番地６
債務者　桐**崎**　岩雄
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第５１号
長野県飯田市桐林2753番地５　各務年也方
債務者　木下理栄子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第５６号
長野県下伊那郡阿智村春日3015番地37　中関ハイツ１号
債務者　岩本　好美（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
長野地方裁判所飯田支部